

## 第7回 国語分科会問題点整理小委員会議事録（抜粋）

平成23年11月28日(月)

### ○林主査

ほかに何か、国語の教育や研究に関する事で、御発言ございますでしょうか。何かこちらの方面で、鈴木委員、お感じになっているようなことはございますか。特に教育、それから研究等の面で。

### ○鈴木（一）委員

多分どこかの答申ですとか何かのときに、もう既に出ているのではないかなと思うんですけども、例えば、私の「鈴木」の「鈴」という字なんですけれども、これは書体によって全然違うんですね。それで結局、明朝体の「鈴」を児童が書いたら…。

### ○林主査

バツにされた。

### ○鈴木（一）委員

バツにされたという、割合、有名な話で、私の「鈴」という、この字なんですけれども、明朝体もこれと同じ形なんです。なので、これが「鈴」という字だということになってしまう、学校の現場でという、ちょっと勘違い。これは単純な勘違いだと思うんですけども、そういうようなことで、今、林主査がおっしゃった中では、書体の問題というのが一つあるだろうと…。多分どこかであるんだろうなど、もうとっくに出ているだろうと思うんですけども、まだ多少そういうことが現場であるようだなということですね。

### ○氏原主任国語調査官

今の御発言に関連してですが、先ほどの冊子（注：「国語関係答申・建議集」平成19年3月 文化庁文化部国語課）の231ページを御覧ください。これは明朝体の字形と、筆写の楷書字形との字形の違いを分類・整理した、「明朝体活字と筆写の楷書との関係について」の「その他」というところですが、ここに、「令」が挙がっています。この「令」の字形が問題になるわけですね。

正におっしゃったとおりで、「令」の下部を「マ」の形で書く、この形が手書きでは一般的なわけですね。教科書体は、この「マ」の形で書かれています。ところ

が、明朝体ですと、一番左が明朝体ですけれども、このような形になっています。実は、常用漢字表では、明朝体と同じ形で書いてもいいですよということで、手書きの例が二つ並んでいるんですけれども、最初の形は明朝体と同じ形になっているんですね。

これは今回の新常用漢字表でも踏襲されているわけですね。ですから、こういったところが、おっしゃったとおり現場にまでは普及していないんですね。

○鈴木（一）委員

どっちも、いいんですね。済みません。

○氏原主任国語調査官

いいえ、御指摘どおり、バツになったりということはあるようですので…。ですから、これは、常用漢字表の問題として、このような考え方をどうやって学校教育に普及していくのかという課題なわけです。これまでもずっと言われていたことなんですけれども、なかなか普及していかないんですね。

それから銀行の窓口で、この「マ」の形では駄目だと言われたとか、そういう問題というのは、結構現実の問題として起こっているのです、やはり学校教育の問題と非常に強く絡む形で、何か考えた方がいいのかもしれないですね。

○林主査

そうですね。これは広い意味で言うと、学校教育だけではなくて銀行の問題とか。やはり社会的に、そういう共通の認識が必要な面でもありますから、これまでも既に意見が出ておりますけれども、手書き文字の指針の問題というのは、やはり同じ活字でも教科書体と明朝体とか、あるいは同じ活字でも、例えばゴシックと、普通の明朝体との間の違いとか、細かいところでいろいろ出てまいります。そういったところを一体どういうふうにか考えるべきなのか、基準としてどういう考え方によつたらいいのかというような辺りについて、やはり、これは常用漢字表等との、漢字政策との関係で是非必要だというふうに、私も強く感じております。